

日本脳神経外科学会 新分類と認定基準

- A) 「サブスペシャリティー」は下記の8領域に分類し、それぞれに担当理事をおく。
なお、「サブスペシャリティー」という用語は領域を指し、個別の学会に対して「サブスペシャリティー学会」という用語は用いない。
- ① 脳腫瘍（担当理事：齊藤延人）
 - ② 脳血管障害（担当理事：富永悌二）
 - ③ 脊椎・脊髄（担当理事：金 彪）
 - ④ 外傷（担当理事：鈴木倫保）
 - ⑤ 機能（担当理事：伊達 勲）
 - ⑥ 小児（担当理事：新井 一）
 - ⑦ 脳神経外科におけるその他の分野（教育・技術など）（担当理事：宮本 享）
 - ⑧ 学際的領域（※本学会会員の占める割合が概ね80%未満）（担当理事：宮本 享）
- B) 学会・研究会の類型、認定基準は下記の5類型とする。
1. 日本脳神経外科コンGRESS（1会期中の領域講習 取得単位上限：12単位）
 2. 支部学術集会（1会期中の領域講習 取得単位上限：4単位）
 3. 分科会（1会期中の領域講習 取得単位上限：4単位）
「分科会」は日本脳神経外科学会との密接な連携のもとに、同分野において専門的な学術活動をおこなう学会であり、サブスペシャリティー領域における分科会の数は限定される。下記の3要件を満たす学会を「分科会」という。
 - (1) サブスペシャリティー領域①～⑧のいずれかに該当する
 - (2) 当該学会会員の概ね80%を超える会員が日本脳神経外科学会の会員である
 - (3) 日本脳神経外科学会から役員派遣を受け、当該学会の運営が日本脳神経外科学会と密接に連携されており、その学術的活動が分科会検討委員会の当該領域担当理事に報告され、学術的水準の担保がなされている
 4. 関連学会（1会期中の領域講習 取得単位上限：2単位、または、1単位）
下記の2要件を満たす学会を指す学会を「関連学会」という
 - (1) サブスペシャリティー領域①～⑧のいずれかに該当する「分科会」以外の全国的学会である
 - (2) 日本脳神経外科学会の関連学会として相応しい役員組織その他の運営や学術水準が担保されている
- なお、会員数500名以下で会期1日の学会は、主催校のプログラム編成の負担も考慮し、領域講習単位上限を1単位とする。

5. 生涯教育研修会（1会期中の領域講習 取得単位上限：1単位）

下記の8条件を満たす学会を指す学会を「生涯教育研修会」という

- (1) 学会事務局が専門医研修プログラム基幹施設に設置されている
なお、本要件を満たさない学会については、当該学会の事務局施設が所属する専門医研修プログラムの基幹施設長と支部長が相談し、これまでの開催内容や地域性を考慮し、単位認定学会としてふさわしいと考えられた場合に認定する
- (2) 脳神経外科専門医が属する世話人会又は運営委員会が存在する
- (3) 脳神経外科に関するテーマが記載された会則がある
- (4) 参会費ないし会費を徴収し、年度ごとの会計報告を行っている
- (5) 講演、発表の中に脳神経外科に関する教育的内容を含む
- (6) 単一の大学ないし基幹プログラムの関係者のみへの会告ではなく、地域におけるオープンな会告と参会を行っている
- (7) 学会員の講習参加についてカード管理ができる
- (8) 定期的（3年ごと）に当該学会の事務局施設が所属する日本脳神経外科学会支部長に活動状況報告を行う

なお、新規申請時には上記（1）～（6）の6要件を3年間以上満たしていることが必要とされる

また、1年間に取得可能な領域講習単位は合計3単位まで、同一領域では1単位のみとする

以上